

令和7年度
にしみ子育てガイドブック



新 見 市

も く じ

項 目		P	問い合わせ先
1	妊 娠 ・ 出 産 し た と き	・妊娠・出産応援パッケージ事業	1 健康医療課
		・妊婦のための支援給付金	1 健康医療課
		・低所得の妊婦さんに対する初回産科 受診料の支援	2 健康医療課
		・出生届	2 市民課
		・低体重出生届	3 健康医療課
		・出産育児一時金支給	3 市民課
		・国民健康保険税の産前産後の免除 制度	3 税務課、市民課
		・子育て支援金(出生祝金)	4 子育て支援課
		・児童手当	4 子育て支援課
		・子育て支援医療費	4 子育て支援課
		・「ほっとパーキングおかやま」駐車場利用証制度	5 福祉課
		・未熟児養育医療費	5 子育て支援課
		・産後ケア事業	5 健康医療課
		・産後ヘルパー訪問	6 健康医療課
		・子育て支援ヘルパー訪問	6 子育て支援課
2	子 健 ど 康 も の た め に	・乳児一般健康診査	7 健康医療課
		・赤ちゃん訪問	8 健康医療課
		・予防接種	8 健康医療課
		・にこみ24時間 安全安心相談ダイヤル	9 健康医療課
		・小児救急医療電話相談	9 #8000
		・新見市休日診療	9 毎月の「市報にこみ」
3	相 談 し た い と き	・こども家庭センター	10 子育て支援課、健康医療課
		・育児相談	10 健康医療課
		・ほほえみ発達相談	10 ほほえみ広場にこみ、福祉課
		・家庭児童相談	11 子育て支援課
		・母子・父子相談	11 子育て支援課
		・各種相談	11 新見市男女共同参画プラザ
		・青少年育成センター	11 新見市青少年育成センター
		・新見市教育相談室	12 学校教育課
		・新見市適応指導教室「新生塾」	12 新見市適応指導教室「新生塾」
		・新見市特別支援教育推進センター	13 新見市特別支援教育推進センター(思誠小学校内)
		・ことばの教室(通級指導教室)	13 ことばの教室(思誠小学校内)
		・倉敷児童相談所新見相談室	14 倉敷児童相談所高梁分室
		・視覚障害教育びほく相談支援室	14 岡山盲学校支援課

項 目			P	問い合わせ先
4	・親 交子 流の 集 場 い	・子育て支援センター ・子育て広場 ・幼児クラブ ・園庭開放	15 15 16 16	にいみ子育てカレッジ子育て支援センター 各子育て広場 子育て支援課 新見保育所、各認定こども園
5	子 ど も を 預 け る と き	・市立保育所 ・市立認定こども園 ・満3歳児クラス ・こども誰でも通園制度(新見市版) ・私立保育園 ・病児・病後児保育 ・施設等利用給付(幼児教育・保育の無償) ・一時保育 ・放課後児童クラブ ・にいみ ファミリー・サポート・センター	17 18 19 19 19 20 21 22 23 24	子育て支援課、各保育所 子育て支援課、各認定こども園 子育て支援課 子育て支援課、各保育所 各保育園 各病児・病後児保育室 子育て支援課 各保育所、認定こども園 学校教育課、各児童クラブ にいみファミリー・サポート・センター (新見公立大学にいみ子育てカレッジ内)
6	ひ と り 親 家 庭 の 子 育 て	・児童扶養手当 ・ひとり親家庭等医療費 ・遺児激励金 ・母子・父子・寡婦福祉資金の貸付 ・養育費履行確保支援補助金 ・自立支援教育訓練給付金 ・高等職業訓練促進給付金	25 25 26 26 26 27 28	子育て支援課 子育て支援課 学校教育課 子育て支援課 子育て支援課 子育て支援課 子育て支援課
7	援 子 障 ど 害 も の あ る 支 る	・手帳の交付 ・医療 ・各種手当 ・生活支援 ・補助金	29 30 31～32 33～34 35	福祉課 福祉課 福祉課 福祉課、ほほえみ広場にいみ 福祉課

市内の医療機関一覧	36～38	(診療科目、所在地、電話番号等)
関係公共機関一覧	39	(電話番号、業務内容、所在地等)
市立小学校・中学校一覧	40	(所在地、電話番号等)

1 妊娠・出産したとき

妊娠・出産応援パッケージ事業

安心して妊娠・出産ができる環境を提供するための事業です。

①にいみママ・サポート119事業

出産の兆候など緊急搬送の必要がある場合、事前登録しておくことで、出産の際に妊婦の方を救急車で産科医療機関に搬送する制度です。

(登録先) 健康医療課

②妊娠・出産応援給付金支給事業

妊娠後期からの健診にかかる交通費を助成します。

【対象者】

申請時に新見市に住所があり、次のいずれかに該当する人

- ・令和7年4月1日以降に妊娠の届出をした人
- ・令和6年度に妊娠の届出をし、令和7年4月1日以降に出産した人

【支給額】

妊婦1人あたり5万円

③妊婦宿泊助成金支給事業

出産準備のため分娩取扱施設の近隣の宿泊施設で待機するための宿泊費を助成します。

【対象者】

出産時および申請時に新見市に住所があり、次の全てに該当する人

- ・令和7年4月1日以降に出産した人
- ・住所地から分娩取扱施設まで概ね60分以上の移動時間を有する人

【助成額】 1泊につき宿泊費実費(食事代は除く)から自己負担2千円を控除した額
(上限8,000円)

※令和7年4月1日以降の宿泊に限る。

※妊娠1回につき14泊を限度とする。

問い合わせ

健康医療課

☎72-6129

妊婦のための支援給付金

妊婦が安心して出産・子育てができるよう妊娠期から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援と一体的に行う経済的支援です。妊娠届出時や乳児訪問時に保健師から申請案内をします。

【対象者】

○1回目 妊婦給付申請書を提出した妊婦

○2回目 胎児の数の届出を提出した妊婦

(流産・死産・人工妊娠中絶の場合においても給付対象となります。妊娠が継続しなかった方は担当保健師までご連絡ください。2回目の給付についてご案内します。)

- 【支 額 額】 ○ 1 回目
 ・ 妊婦 1 人あたり 5 万円
 ○ 2 回目
 ・ 妊娠した子ども 1 人につき 5 万円
- 【申請に必要なもの】 ・ 通帳など振込口座の確認ができるもの
 ・ 運転免許証など本人確認書類

問い合わせ 子育て支援課 ☎ 7 2 - 6 1 1 5

低所得の妊婦さんに対する初回産科受診料の支援

低所得の妊婦さんの経済的負担軽減を図るとともに、当該妊婦さんを切れ目なく必要な支援につなげるため、要件を満たす妊婦さんの初回産科受診料を助成します。

- 【対 象 者】 医療機関等の初回受診において妊娠判定を受ける方で、妊娠判定を受ける日において新見市に住所を有する妊婦であって、市民税非課税世帯又は生活保護世帯の方
- 【助成対象要件】 ①世帯の課税状況を確認することに同意する方
 ②支援に必要な情報を関係機関と新見市が共有することに同意する方
- 【対象検査項目】 妊娠判定に係る医療機関等で行われる診察、尿検査、血液検査、超音波検査
- 【助 成 額】 初回受診において妊娠判定に係る費用とし、10,000円を限度とする。
- 【申請に必要なもの】 新見市妊婦初回産科受診料助成申請書兼請求書に、次の①②の書類を添付する。
 ①受診費用の領収書及び明細書の写し（氏名、診療年月日及び医療機関等の名称が記載された書類）
 ②他市町村からの転入等により妊婦の属する世帯の課税状況の把握が困難なときは、課税状況を記載した証明書
- 【申 請 期 間】 受診した日から6か月以内

申請・問い合わせ先 健康医療課 ☎ 7 2 - 6 1 2 9

出 生 届

赤ちゃんが生まれた日から14日以内に提出してください。
出生地でも届出をすることができます。

- 【必要なもの】 ・ 出生証明書（医療機関発行のもの）
 ・ 届出人の印鑑（任意）
 ・ 母子(親子)健康手帳

問い合わせ 市民課 ☎ 7 2 - 6 1 2 1、または各支局・市民センター

低体重児出生届

赤ちゃんの出生時の体重が2,500g未満の場合、低体重児出生届の届出が必要です。市民課または各支局へ出生届を提出される際に、窓口で低体重児出生届を記入してください。

【届出時に必要なもの】

- ・お母さんの「マイナンバーカード」または「マイナンバー通知カード」
- ・母子(親子)健康手帳 ・印鑑

※赤ちゃんのマイナンバーは後日、確認させていただきます。

問い合わせ

健康医療課

☎ 7 2 - 6 1 2 9

出産育児一時金支給

かかった出産費用に出産育児一時金を充てることができるよう、原則としてご自身が加入している医療保険者から出産育児一時金が病院などに直接支払われます。国民健康保険に加入している人が出産した時、出産育児一時金支給額は、1児につき50万円です。(ただし、産科医療補償制度に加入する病院などで出産した場合に限る。) 出産費用が50万円未満の場合、後日市から差額支給の申請書等を送付しますので、申請してください。

直接支払制度を望まない場合は、退院時に出産費用の全額を窓口で支払い、後日医療保険者に出産育児一時金を申請してください。社会保険等に参加されている場合は、会社等にお尋ねください。

問い合わせ

市民課

☎ 7 2 - 6 1 2 3

国民健康保険税の産前産後の免除制度

国民健康保険に加入している人が出産する場合、産前産後期間の4か月間(多胎妊娠の場合は6か月間)の国民健康保険税の所得割額と均等割額を免除します。

免除を受けるためには、原則として届出が必要です。

- ### 【届出に必要なもの】
- ・産前産後期間に係る国民健康保険税軽減届出書
 - ・母子(親子)健康手帳

※出産予定日の6か月前(妊娠15週以降)から届け出ることができます。

問い合わせ

税務課

☎ 7 2 - 6 1 1 7

市民課

☎ 7 2 - 6 1 2 3

子育て支援金（出生祝金）

出産時に、市内に住所のある保護者が引き続き（１年以上）市民である場合に支給されます。申請期限は出産日から１年以内です。

【支給額】 子ども１人あたり

現金 ８０,０００円

地域ポイント ２０,０００に一みんポイント

【申請に必要なもの】 通帳など振込口座の確認ができるもの

※に一みんポイントの受け取りには、新見市オリジナルＩＣＯＣＡが必要です。

問い合わせ

子育て支援課

☎ ７２－６１１５

児童手当

【対象者】 １８歳に到達した日以降の最初の３月３１日までの児童を養育する保護者に支給されます。出生届・転入届と同時に手続きをしてください。

ただし、公務員の方は勤務先となる場合がありますので、出生届等の提出時に確認させていただきます。

【支給額】 月額（申請した月の翌月分から支給）

３歳未満 第１子・第２子 １５,０００円

第３子以降 ３０,０００円

３歳～高校生 第１子・第２子 １０,０００円

第３子以降 ３０,０００円

【支給月】 ４・６・８・１０・１２・２月

【現況届】 原則提出不要（提出が必要な方には通知をします。）

問い合わせ

子育て支援課

☎ ７２－６１１５

子育て支援医療費

１８歳に達した日以降の最初の３月３１日までの子どもの医療費（保険診療分）自己負担額を補助します。

【給付方法】 ○県内の医療機関

「マイナ保険証や資格確認書等」と「資格者証」を提示すれば無料で受診できます。

○県外の医療機関

医療機関を受診し、自己負担額を支払ってください。後日、新見市へ領収書を添えて申請することで、払い戻しを受けることができます。

※上記のほか、払い戻しを受けることができる場合がありますので、

詳しくは、子育て支援課にお問い合わせください。

問い合わせ

子育て支援課

☎ ７２－６１１５

「ほっとパーキングおかやま」駐車場利用証制度

妊産婦など歩行が困難な人などが、車いすマーク駐車場（身体障害者等用駐車場）を利用しやすいように、専用の駐車場利用証を交付する制度です。

- 【 使用期間 】 単胎児 ： 妊娠 7 ヶ月～産後 2 年
 多胎児 ： 妊娠 5 ヶ月～産後 3 年
 （※いずれも、産後は乳幼児同乗の場合のみ）
- 【 申請に必要なもの 】 母子(親子)健康手帳

問い合わせ 福祉課 ☎ 7 2 - 6 1 2 6

未熟児養育医療費

未熟児で生まれ、指定医療機関の医師が入院して養育を受ける必要があると認めた場合、その医療費の一部を公費で負担します。

- 【 対 象 者 】 次のいずれかの症状等を有している場合に対象となります。
- ①出生時の体重が 2, 0 0 0 グラム以下の場合
 - ②生活力が特に薄弱であって次に掲げるいずれかの症状を示すもの
 - ・運動不安、けいれん
 - ・体温が摂氏 3 4 度以下
 - ・呼吸器・循環器の症状
（強度チアノーゼ・呼吸数の異常など）
 - ・消化器の症状（排便がない・嘔吐が持続するなど）
 - ・強い黄疸 など

問い合わせ 子育て支援課 ☎ 7 2 - 6 1 1 5

産後ケア事業

産後ケア事業とは、産後に育児などの支援が必要なお母さんとお子さんが、医療機関などで宿泊、日帰りで休養、育児の相談ができるサービスです。

利用を希望される場合は、事前に健康医療課までご相談ください。利用料の助成制度があります。

- 【 対 象 者 】 新見市に住所があり、出産後 1 年未満のお母さんとそのお子さん

【産後ケアの種類】

- 短期入所（ショートステイ）型：施設に泊まってサポートを受ける。
- 通所（デイサービス）型：日帰りでサポートを受ける。
- 居宅訪問型：助産師が自宅へ訪問して、相談を受ける。
- 母乳育児相談：お乳のトラブルや赤ちゃんの体重増加などの相談ができる。

【利用回数】

- 短期入所（ショートステイ）型：6泊
- 通所（デイサービス）型：7日
- 居宅訪問型：3回
- 母乳育児相談：制限なし

問い合わせ

健康医療課 ☎72-6129

産後ヘルパー訪問

産後の体調不良等のために家事を行うことが難しく、かつ家事を行う家族がいない産後1年未満の産婦さんを対象にヘルパーが訪問し家事を行います。利用を希望される場合は、健康医療課にご相談ください。

【 利用料金 】	1時間まで	500円
	1時間から1時間30分	750円
	1時間30分から2時間	1,000円

問い合わせ

健康医療課 ☎72-6129

子育て支援ヘルパー訪問

18歳に達する日以降の最初の3月31日までにある児童の養育が困難な家庭などの負担を軽減するため、ヘルパーが訪問して家事等のお手伝いをします。利用を希望される場合は、子育て支援課にご相談ください。

【 利用料金 】	1時間まで	500円
	1時間から1時間30分	750円
	1時間30分から2時間	1,000円

問い合わせ

子育て支援課 ☎72-6115



2 子どもの健康のために

乳児一般健康診査

「母子保健ガイド」に、乳児一般健康診査票が2回分綴じられています。
この券は、1歳未満（1歳になる前日）までに使用してください。

新見市では集団健診として3～4か月児健診、9～10か月児健診を行っています。
1か月児健診、6～7か月児健診は受診票を使用して受診して下さい。

★ 1歳までの健診の例 ★

- ◎ 1か月児健康診査…出産された医療機関にて事前に予約して受診する。
→乳児一般健康診査の受診票1回目を使用する。
- ◎ 3～4か月児健康診査…新見市の集団健診を受ける。
(1か月前頃に文書にてご案内します。)
- ◎ 6～7か月児健康診査…医療機関で事前に予約して受診する。
→乳児一般健康検査の受診票2回目を使用する。
- ◎ 9～10か月児健康診査…新見市の集団健診を受ける。
(1か月前頃に文書にてご案内します。)
- ◎ 1歳児健康診査…医療機関で事前に予約して受診する。(有料)



※乳児一般健康診査の受診票は1か月児健診から使えますが、赤松病院・くにとみクリニックでは病院の都合により、使用することができません。
また、庄原赤十字病院、三次中央病院以外の県外医療機関では使用できません。

その他、新見市では

「1歳6か月児健康診査」「2歳6か月児健康診査」「3歳児健康診査」の集団健診を行っています。

また、「すくすくひよこ教室」において離乳食や子育ての相談、身体計測などを行っています。

問い合わせ

健康医療課

☎ 72-6129

赤ちゃん訪問

生後4か月頃までに保健師が訪問し、赤ちゃんの体重測定や育児の相談に応じ、健康診査や予防接種について説明します。

問い合わせ

健康医療課

☎ 7 2 - 6 1 2 9

予 防 接 種

新見市では感染症の発生及びまん延を防ぐことを目的に、各種予防接種を実施しています。予防接種には、予防接種法によって対象疾病、対象者及び接種期間などが定められた「定期の予防接種」と、それ以外の「任意の予防接種」があります。

予防接種の制度については、赤ちゃん訪問や乳幼児健診などで保健師が説明します。予防接種についてご理解のうえ、お子さんの体調のよい時に接種を受けてください。

【 対象者と接種時期 】

- (1) 予防接種を受けるにはそれぞれ接種に適した時期があります。
- (2) 「予防接種と子どもの健康」や「予防接種スケジュール表」を参考に接種を受けてください。

【 接種時に持参するもの 】

- (1) 母子(親子)健康手帳
- (2) マイナ保険証または資格確認書

【 そ の 他 】

- (1) 接種を希望される場合は医療機関に直接予約をしてください。
- (2) 問診票は医療機関にあります。
- (3) 接種状況は母子(親子)健康手帳で確認してください。

問い合わせ

健康医療課

☎ 7 2 - 6 1 2 9



にいみ24時間安全安心相談ダイヤル

乳幼児の急な病気や自身の健康、家族の介護などについて、医師、保健師、看護師などの専門職が24時間・年中無休で市民からの電話相談に応じます。

- 【 対 象 】 市内にお住まいの方
- 【 通話料・相談料 】 無料
- 【 相談方法 】 ご自宅の電話または携帯電話から専用のフリーダイヤルに電話をかけて相談する。
- 【 電話番号 】 (フリーダイヤル) 0120-337-089

問い合わせ 健康医療課 ☎ 72-6130

小児救急医療電話相談

子どもの夜間の急な発熱、けいれんなどの症状について、看護師などが電話で相談に応じるとともに、受診などについて適切なアドバイスを行います。

- 【 対 象 】 県内に居住するおおむね15歳以下の子どもの保護者
- 【 日 時 】 ◎平日の月曜～金曜の19時～翌朝8時まで
◎土曜の18時～翌朝8時まで
◎日曜・祝日及び年末年始(12月29日～1月3日)の8時～翌朝8時まで
- 【 電話番号 】 #8000(全国同一短縮小児救急電話番号)
または、☎086(801)0018
※短縮番号は携帯電話およびプッシュ回線方式の電話で利用可能

新見市休日診療

毎月の「市報にいみ」でお知らせします。



3 相談したいとき

こども家庭センター

妊娠・出産・子育てに関する相談や情報提供、サービスの提供など、ご家庭のニーズに合わせて、子育て支援課・健康医療課の職員が妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行います。相談は、電話相談のほか、面接や家庭訪問を実施します。

子育て支援課と健康医療課、どちらの窓口でも相談を受け付けておりますので、お気軽にご相談ください。

【日 時】 月曜日～金曜日（祝日、年末年始は除く）

午前8時30分～午後5時15分まで

【場 所】 子育て支援課・健康医療課

問い合わせ

子育て支援課 ☎ 72-6115

健康医療課

☎ 72-6129

育児相談

赤ちゃんの成長や赤ちゃんとの生活、育児、離乳食、幼児食、お母さんの食事などの相談を保健師や栄養士がお受けします。

【日 時】 月曜日～金曜日（祝日、年末年始は除く）

午前8時30分～午後5時15分

【場 所】 健康医療課

問い合わせ

健康医療課

☎ 72-6129

ほほえみ発達相談

専門相談員（臨床心理士）が、子どもの発達や発達障害、発達障害に伴う問題など、さまざまなこころの悩みへの相談支援を実施しています。

【予約受付時間】 日～金曜日（土曜日、祝日、年末年始は除く）

午前9時00分～午後5時00分

【相談時間】 月～金曜日（祝日、年末年始は除く）

午前9時30分～午後4時00分

問い合わせ

ほほえみ広場にいみ

☎ 71-2166

☎ 71-1022

福祉課

☎ 72-6126



家庭児童相談

子どもや家庭に関するさまざまな問題、子どものしつけ、養育、発達に関することや学校生活に関する問題（非行、不登校やいじめなど）、家庭環境に関する問題などについて相談をお受けします。

【日 時】 月曜日～金曜日（祝日、年末年始は除く）
午前8時30分～午後5時15分

【場 所】 子育て支援課

問い合わせ 子育て支援課 ☎72-6115

母子・父子相談

ひとり親家庭などのお父さん・お母さんなどが抱える悩みや経済的な問題、生活など自立に関する問題や子育ての悩みなどさまざまな問題について相談をお受けし、問題解決に向けた助言をします。

【日 時】 月曜日～金曜日（祝日、年末年始は除く）
午前8時30分～午後5時15分

【場 所】 子育て支援課

問い合わせ 子育て支援課 ☎72-6115

各種相談

対人関係や家庭のこと、配偶者やパートナー・恋人からの暴力など、さまざまな悩みや問題について解決のお手伝いをします。女性相談員が相談をお受けします。

【日 時】 毎週水・木・金曜日（祝日、年末年始は除く）
午前9時15分～午後5時15分

【場 所】 新見公民館3階（旧新見図書館）

問い合わせ 新見市男女共同参画プラザ ☎72-6159

青少年育成センター

青少年の育成、非行、いじめなどに関する悩みや問題について相談をお受けします。

【日 時】 月曜日～金曜日（祝日、年末年始は除く）
午前8時30分～午後5時15分

【場 所】 教育委員会生涯学習課内

問い合わせ 新見市青少年育成センター ☎72-6147



新見市教育相談室

不登校・友だち関係の悩み・いじめ・学習や進路の悩み・基本的生活習慣・しつけなど、お気軽にご相談ください。

<相談について>

【対 象】 幼児・児童・生徒とその保護者、教職員または保育教諭など

【日 時】 毎週月曜日
午後1時～午後5時

【場 所】 新見市教育相談室（新見810-7）

【予 約】 月曜日 午後1時～午後5時
新見市教育相談室 ☎72-7744
火曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時
学校教育課 ☎72-6146

問い合わせ 学校教育課 ☎72-6146

新見市適応指導教室「新生塾」

不登校児童・生徒の側に立った支援を推進していく専門的な施設として新見市適応指導教室「新生塾」を開設しています。

ここでは、児童・生徒の学校復帰をめざし、学校や家庭との連携を大切にしながら、一人一人に応じた指導や支援を行います。

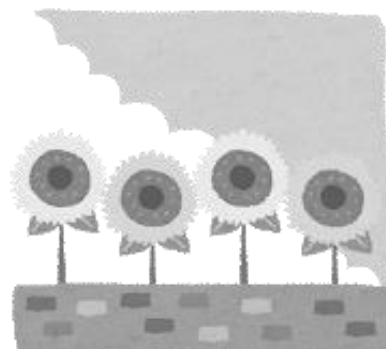
【対 象】 「登校したい・登校しなければならないと思っても、できない子供たち」のうち、新見市内の小・中学校に在籍している児童生徒及び新見市内に住んでいる児童生徒

【日 時】 月曜日～金曜日（ただし、祝日及び12月29日～1月3日は、休日とします。）
開室時間は、原則として午前9時～午後3時
※通室する児童生徒に合わせて、開室時間を変更する場合があります。

【場 所】 新見市適応指導教室「新生塾」（新見810-7）

【連絡先】 ☎72-7744

問い合わせ 新見市適応指導教室「新生塾」
☎72-7744



新見市特別支援教育推進センター

新見市特別支援教育推進センター（新見市立思誠小学校内に設置）は、市内の保育所、認定こども園、小学校、中学校と連携し、インクルーシブ教育システム構築のために特別支援教育の充実を目指します。

○教育相談員（臨床心理士）による教育相談

【対 象】 幼児・児童・生徒とその保護者

【日 時】 原則 毎週火曜日 午後１時３０分～午後４時３０分

※曜日や時間については、保護者と相談し、変更することもできます。

【場 所】 新見市特別支援教育推進センター（新見市立思誠小学校内）

○相談員等による就学相談

【対 象】 幼児（５歳児）・児童・生徒とその保護者

【日 時】 毎週水曜日 午前９時～正午（お一人の相談時間は、１～２時間程度です）

※曜日や時間については、保護者と相談し、変更することもできます。

【場 所】 新見市特別支援教育推進センター（新見市立思誠小学校内）

※相談員等が保育所・認定こども園等に出向いて就学相談をすることもできます。

問い合わせ

新見市特別支援教育推進センター ☎ ７２－３９２８

（思誠小学校内）

ことばの教室（通級指導教室）

「ことば」のことで困っている子どもたちや保護者の相談に応じて、一緒に考えたり、指導や援助を行ったりするところです。

【対 象】 市内在住の幼児から中学生

【場 所】 新見市特別支援教育推進センター（新見市立思誠小学校内）

【サービス内容】

相談の結果、お子さんの様子、保護者や担任の先生とのお話などから判断し、ご希望があれば、決められた曜日・時間（週に１～２回・１回４５分～９０分程度、主に放課後）に、教室へ通っていただくことになります。

※年度の途中からでも通級を始めることはできます。また、指導が終われば、年度の途中でも通級を終了することができます。

【電話教育相談】 月曜日～金曜日（祝日、休業日を除く）

午前９時～午後４時３０分

※教育相談は、新見市内の幼児から中学生まで特に制限なく、どなたでも受けられます。

問い合わせ

ことばの教室（通級指導教室） ☎ ７２－３９２８

新見市特別支援教育推進センター（思誠小学校内）

倉敷児童相談所 新見相談室

- 【 相談日程 】 毎週木・金曜日
【 相談内容 】 子どもに関する相談及び知的障害者（１８歳以上）に関する相談
【 場 所 】 備中県民局新見地域事務所内
【 そ の 他 】 事前に電話で予約をお願いします。

(連絡先) ◇倉敷児童相談所 高梁分室

☎ (０８６６) ２１－２８３３ (月・火曜日)

(つながりにくい場合)

◇倉敷児童相談所

☎ (０８６) ４２１－０９９１

視覚障害教育びほく相談支援室

- 【 相談日程 】 毎月第１木曜日 ９時３０分～１６時３０分 (変更あり)
【 対 象 】 備北保健所管内在住の視覚障害のある０歳から高校生までの子
とその保護者、視覚障害児・者に関わる関係機関の人
【 場 所 】 備北保健所 (備中県民局高梁地域事務所内)
高梁市落合町近似２８６－１
【 そ の 他 】 予約制のため、電話などで２日前までに必ずご連絡ください。
(電話受付時間 ９時～１７時)
- | | | |
|-----------|--------|-------------------------|
| 岡山盲学校 支援課 | TEL | ０８６－２７２－３１６５ |
| | FAX | ０８６－２７２－１８５３ |
| | E-mail | okamo_shien@infoseek.jp |

4 親子の集い・交流の場

子育て支援センター

子育て家庭などに対する育児不安などについての相談や、地域の子育て支援情報の提供を行っています。

- 【場 所】 にいみ子育てカレッジ（新見公立大学内）
【対 象】 0歳から小学校就学前の子どもとその保護者
【開設日時】 火曜日～土曜日（祝日・年末年始は休み）
午前9時～午後4時30分
【利 用 料】 無料

問い合わせ にいみ子育てカレッジ子育て支援センター ☎72-0634（代表）

子育て広場

子育て中の親子の交流の場です。

- 【対 象】 0歳から小学校就学前の子どもとその保護者
【利 用 料】 無料（ただし、行事などの際一部材料代をいただくことがあります。）

名 称	開 設 日	時 間	場 所	問い合わせ
にいみ子育てカレッジ 交流ひろば 「にこたん」	火～土曜日	9:30～16:00	新見公立大学内	☎72-8359 （内線:4152）
大佐子育て広場	火・木曜日	9:00～16:00	大佐子育て広場	☎98-2572
ももっこ広場しんごう	月～金曜日 （火・水・金は 保育士不在）	9:00～16:00	神郷保健センター内 （新見市神郷支局）	☎92-6111
哲多子育て広場	月～金曜日 （水・金は保育士不在）	9:00～16:00	哲多総合センター内	☎96-2010
哲西子育て広場	月～金曜日 （月1回土曜日） （火・木は保育士不在）	10:00～15:00 （土）10:00～12:00	きらめき広場・哲西内 （新見市哲西支局）	☎88-8112

※12:00～13:30はメンテナンスのため閉室

※祝日・年末年始は休み

幼児クラブなど

各地域で乳幼児をもつ保護者と子どもが気軽に集い、一緒に楽しくいろいろな活動をしています。

【対 象】 主に小学校就学前の子どもとその保護者

【利 用 料】 会費あり

【主な活動】 親子工作、水遊び、クリスマス会など

問い合わせ 子育て支援課 ☎ 7 2 - 6 1 1 5

園 庭 開 放

認定こども園等の施設を一部開放します。保護者同士や先生とおしゃべりをしたり、一緒に楽しく遊んだりできます。

【対 象】 0歳から小学校就学前の子どもとその保護者

【利 用 料】 無料

場 所	開 催 日	時 間	問い合わせ
新見保育所	第2、第4火曜日	9:00～11:00	☎72-1350
新見中央認定こども園	第1、第3木曜日	9:00～11:00	☎72-0461
新見南認定こども園	第1、第3木曜日	9:00～11:00	☎72-3334
上市認定こども園	第1、第3木曜日	9:00～11:00	☎72-1600
熊谷認定こども園	第1、第3木曜日	9:00～11:00	☎78-1133
大佐認定こども園	第1、第3木曜日	9:00～11:00	☎98-3403
神代認定こども園	第1、第3木曜日	9:00～11:00	☎92-6006
哲多認定こども園	第1、第3木曜日	9:00～11:00	☎96-2012
哲西認定こども園	第1、第3木曜日	9:00～11:00	☎94-3005

5 子どもを預けるとき

市立保育所

保育所は、保護者の就労や病気、妊娠・出産などにより家庭での保育が十分できない場合に、保護者に代わってお子さんを保育することを目的とした施設です。

【 申込み方法 】 利用申込書に必要書類を添付し、子育て支援課へ提出してください。

【 保育時間 】 午前7時30分～午後6時30分

【 保 育 料 】 保育料は、児童の年齢や世帯の市民税額などにより決まります。
ただし、3～5歳児クラスのすべての子どもは、保育料・副食費・教材費が無償になります。（実費として徴収される行事費等は必要です。）
また、0～2歳児クラスの市町村民税非課税世帯の子どもは保育料が無償になります。

【 保育所一覧 】

名称	対象児童	定員	所在地	電話番号
新見保育所	6か月～5歳児	245人	西方417-3	72-1350
草間台保育所	1～5歳児	25人	土橋914-2	74-2012
新郷保育所	休園			
新砥保育所				

問い合わせ 子育て支援課 ☎72-6115

○延長保育

保護者の勤務時間の都合などにより、通常の保育時間を超えての保育が必要となる場合に利用できます。

【 対象児童 】 各保育所へ入所している児童

【 保育時間 】 午後6時30分～午後7時

【 利用料金 】 月額：3,000円 または、日額：200円

【 実施保育所 】 全保育所

問い合わせ 各保育所

○休日保育

保護者の勤務の事情や緊急な用件などにより、祝日（元日を除く）に保育が必要となる場合に利用できます。

【 対象児童 】 新見市内に住所を有する児童（入園児：生後6か月～就学前まで）
（未入園児：1歳3か月～就学前まで）

【 保育時間 】 午前7時30分～午後6時

【 利用料金 】 1日：2,000円（別途、おやつ代 100円）

【 実施保育所 】 新見保育所のみ

問い合わせ 新見保育所 ☎72-1350

市立認定こども園

認定こども園では、従来の幼稚園に保育所機能を、保育所に幼稚園機能をもたせ、教育・保育を一体的に行います。

【 申込み方法 】 短時間保育・・・利用申込書を子育て支援課へ提出してください。
長時間保育・・・利用申込書に必要書類を添付し、子育て支援課へ提出してください。

【 保育時間 】 短時間保育・・・午前８時～午後１時３０分
長時間保育・・・午前７時３０分～午後６時３０分

【 保 育 料 】 保育料は、児童の年齢や世帯の税額などにより決まります。
ただし、３～５歳児クラスのすべての子どもは、保育料・副食費・教材費が無償になります。（実費として徴収される行事費等は必要です）
また、０～２歳児クラスの市町村民税非課税世帯の子どもは保育料が無償になります。

名称	対象児童			所在地	電話番号
	短時間保育	長時間保育	定員		
新見中央認定こども園	満３～５歳児	３～５歳児	130人	新見 1874	72-0461
新見南認定こども園	３～５歳児	６か月～５歳児	70人	正田 27-5	72-3334
上市認定こども園	３～５歳児	３～５歳児	60人	上市 433	72-1600
熊谷認定こども園	３～５歳児	１～５歳児	60人	上熊谷 3761-2	78-1133
大佐認定こども園	３～５歳児	６か月～５歳児	60人	大佐小阪部 1509-1	98-3403
神代認定こども園	３～５歳児	１～５歳児	60人	神郷下神代 3952	92-6006
哲多認定こども園	３～５歳児	６か月～５歳児	60人	哲多町本郷 678	96-2012
哲西認定こども園	３～５歳児	６か月～５歳児	60人	哲西町矢田 3604	94-3005

問い合わせ 子育て支援課 ☎ 7 2 - 6 1 1 5

○預かり保育・延長保育

保護者の都合などにより、通常の保育時間を超えての保育が必要となる場合に、利用できます。

預かり保育は短時間保育在籍児を、延長保育は長時間保育在籍児を対象としています。

預かり保育・・・通常の保育終了時～午後６時

利用料金 無料

延長保育・・・午後６時３０分～午後７時

利用料金 ３, ０００円／月額 または ２００円／日額

【 実施認定こども園 】 全認定こども園

問い合わせ 各認定こども園

満3歳児クラス

保育の理由を必要としない児童が、満3歳の誕生日の属する月の翌月から新見中央認定こども園にて教育を受けることができます。

【 申込方法 】 利用申込書を子育て支援課に提出してください。

【 利用時間 】 教育認定・・・午前8時00分から午後1時30分まで

【 保 育 料 】 保育料・副食費・教材費が無償です。ただし、実費として徴収される費用（行事費等）は必要です。

問い合わせ

子育て支援課

☎ 72-6115

こども誰でも通園制度（新見市版）

保育の理由を必要としない1歳児及び2歳児が保育所や認定こども園に通園できる新見市独自の制度です。

【 申込み方法 】 利用申込書を子育て支援課へ提出してください。

【 保育時間 】 午前8時～午後4時

【 保 育 料 】 市立保育所と同じ

【 実施施設 】 草間台保育所、熊谷認定こども園、大佐認定こども園
神代認定こども園、哲多認定こども園、哲西認定こども園

問い合わせ

子育て支援課

☎ 72-6115

私立保育園

市立保育所等の他にも、お子さんを預かっています。また、その他の事業を行っています。

○地域型保育事業

地域型保育事業は、市の認可を受けた保育施設です。

【 申込み方法 】 利用申込書に必要書類を添付し、保育施設へ提出してください。

【 保 育 料 】 市の定める基準に応じた料金で、児童の年齢や世帯の税額などにより決まります。

【 保育サービス 】 通常保育のほか、延長保育、一時保育なども実施しています。詳しくは各保育施設にお問い合わせください。

※市の認定を受けられない場合も利用でき、保育料は園の基準に応じた料金です。

名称	対象児童	定員	所在地	電話番号
たんぽぽ保育園	3か月～5歳児	42人	新見 764	72-1002
(小規模保育事業)	(3か月～2歳児)	(うち29人)		

問い合わせ

たんぽぽ保育園

○認可外保育施設



【申込み方法】 各保育施設に申込をしてください。

【保育料】 にこにこ保育園は、園の基準に応じた料金です。
さくらんぼ保育園は、市の定める基準に応じた料金です。

【保育サービス】 通常保育のほか、延長保育、一時保育なども実施しています。詳しくは各保育施設にお問い合わせください。

名 称	対象児童	所在地	電話番号
にこにこ保育園	6 か月～5 歳児	唐松 3015-1	76-2121
さくらんぼ保育園 (企業主導型保育事業)	6 か月～5 歳児	高尾 2322-1	72-4533

問い合わせ 各保育園

病児・病後児保育

お子さんが、病気の治療中やその回復期のため保育所や学校での集団生活ができない場合に利用できます。(利用前に医療機関での診察が必要)

【対 象 者】 市内に住所を有する満1歳～小学6年生

【保育時間】 月曜～金曜日 午前8時～午後5時30分
(※にこにこ病児・病後児保育室は午前8時30分～午後5時)

【利用料金】 1日：2,500円

名称	定員	所在地	電話番号
たんぽぽ病児・病後児保育室	4人	新見 109-9	080-8240-8102
にこにこ病児・病後児保育室	4人	唐松 3015-1	76-2121
さくらんぼ保育園病児・病後児保育室	4人	高尾 2322-1	72-4533

問い合わせ 各病児・病後児保育室

施設等利用給付（幼児教育・保育の無償）

3歳から5歳までの保育所、認定こども園などを利用する子どもたちの利用料が無償となります。0歳から2歳までの市町村民税非課税世帯の子どもたちも対象になります。

保育所、認定こども園、地域型保育、企業主導型保育を利用される方

【対象者・利用料】

○3歳になって最初の4月から小学校就学まで（3歳～5歳児クラス）の子どもの保育料が無償となります。（※新見中央認定こども園の満3歳児クラス在籍児童は、誕生日の属する月の翌月から無償で利用できます）

○0歳から3歳になってから最初の3月31日まで（0歳～2歳児クラス）の市町村民税非課税世帯の子どもの保育料が無償となります。

※ただし、実費として徴収される行事費等は必要です。

【対象となる施設・事業】

保育所、認定こども園、地域型保育事業、企業主導型保育事業

預かり保育を利用される方

【対象者・利用料】

○無償の対象となるためには、事前の手続きを行い、市から、「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

○利用日数に応じて、月額上限11,300円までの範囲で預かり保育の利用料が無償となります。

【対象となる施設・事業】

預かり保育事業

認可外保育施設等を利用される方

【対象者・利用料】

○3歳になって最初の4月から小学校就学までの子どもは月額上限37,000円まで、0歳から3歳になってから最初の3月31日までの市町村民税非課税世帯の子どもは、月額上限42,000円までの利用料が無償となります。

※ただし、実費として徴収される行事費等は必要です。

○無償の対象となるためには、事前の手続きを行い、市から、「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

【対象となる施設・事業】

認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業

問い合わせ

子育て支援課 ☎72-6115

一時保育

冠婚葬祭、仕事、病気、疲れ、看護、介護などで子どもの保育ができなくなった時に、お子さんをお預かりします。（保育所・認定こども園・幼稚園に在籍している場合は、利用できません。）

【 申込み方法 】 利用希望の保育所または認定こども園で、事前に登録してください。

【 保育時間 】 午前8時30分～午後5時

【 利用料金 】 1日：1,500円 または、1時間：200円
（別途、給食代：200円、おやつ代：100円）

※利用する園やお子さんの年齢によって、弁当を持参していただく場合があります。食物アレルギー等については、利用される園にお問い合わせください。

【 実施保育所 】

名称	対象児童	定員（1日）	所在地	電話番号
新見保育所	1歳3か月～5歳児	10人	西方417-3	72-1350
草間台保育所	1歳3か月～5歳児	3人	土橋914-2	74-2012

【 実施認定こども園 】

名称	対象児童	定員（1日）	所在地	電話番号
新見中央認定こども園	満3～5歳児	5人	新見1874	72-0461
新見南認定こども園	1歳3か月～5歳児	5人	正田27-5	72-3334
上市認定こども園	3～5歳児	5人	上市433	72-1600
熊谷認定こども園	1歳3か月～5歳児	5人	上熊谷3761-2	78-1133
大佐認定こども園	1歳3か月～5歳児	5人	大佐小阪部1509-1	98-3403
神代認定こども園	1歳3か月～5歳児	5人	神郷下神代3952	92-6006
哲多認定こども園	1歳3か月～5歳児	5人	哲多町本郷678	96-2012
哲西認定こども園	1歳3か月～5歳児	5人	哲西町矢田3604	94-3005

問い合わせ

各保育所・認定こども園



放課後児童クラブ

放課後の時間帯に保護者が就労等で不在の家庭の児童に対して、地域や保護者等が中心となって適切な遊びや生活の場を提供しています。

【 申込み先 】 各児童クラブ

【 利用料金 】 各児童クラブにより異なります。

【 対 象 】 小学生

詳しくは学校教育課または各児童クラブまでお問い合わせ下さい。

名称	学区	所在地
のびのび児童クラブ	思誠小学校	思誠小学校内
こどもリパブリック	思誠小学校	御殿町センター内
スリーピース児童クラブ	思誠小学校	旧学校給食センター
もみのき児童クラブ	高尾小学校	さくらんぼ保育園内
どんぐり児童クラブ	新見南小学校	新見南小学校内
草間台児童クラブ	草間台小学校	草間公民館内
ゆずりはフレンドクラブ	上市小学校	上市小学校内
西方なかよしクラブ	西方小学校	西方小学校内
おおさ風の子児童クラブ	刑部小学校	旧田治部小学校内
なかよし児童クラブ	神代小学校	神代小学校内
あおぞら児童クラブ	哲多支局管内小学校区	哲多総合センター内
野馳わくわく児童クラブ	野馳小学校	野馳小学校内
きら☆きら児童クラブ	矢神小学校	矢神小学校内
塩城にこにこ児童クラブ (長期休業中のみ)	塩城小学校	塩城小学校内

問い合わせ

学校教育課 ☎ 7 2 - 6 1 4 6

にいまファミリー・サポート・センター

(新見公立大学 にいま子育てカレッジ内)

保護者の急用や病気、残業や休日出勤などの時に、育児の援助を受けたい人（依頼会員）と育児の援助を行う保育サポーター（提供会員）が有償で助け合う会員組織です。事前に会員登録しておけば、いざという時に安心です。

【 サポート内容 】

- ・ 保育所、認定こども園などの送迎
- ・ 保育所、認定こども園、小学校終了後や休みのときの保育
- ・ 学校行事や冠婚葬祭などに出かけるときの保育
- ・ 産前・産後の手助けが欲しいときの保育
- ・ その他子育てを手伝って欲しいとき

※保育所等からの発熱などによる呼び出し、病児の預かり、宿泊の預かりはできません。

【 入会申込 】

「入会申込書」をにいまファミリー・サポート・センターへ提出してください。その際、センターの仕組みについての説明や、お子さんについて聞き取りを行います。

【 依頼会員（育児の援助を受けたい人） 】

新見市内に住所があり、生後6か月から小学校6年生までの子どもを養育している人

【 提供会員（育児の援助を行う人） 】（保育サポーター）

新見市内に住所があり、心身ともに健康で、センターが実施する講習を修了した人

【 利用料金 】

活 動 日	活動時間帯（預ける時間）	利用料金基準額 （1時間あたり）
平日（月曜日～金曜日）	基本時間（午前7時から午後7時まで）	700円
	基本時間外（上記時間以外）	800円
土曜日・日曜日・祝日	終日	800円

※依頼会員が提供会員に1回ごとに直接支払います。

※交通費は別途実費が必要です。

【 利用助成 】

依頼会員の子ども1人につき1時間あたり500円を助成します。

ただし、依頼会員の子ども1人につき1月あたり40時間までです。

※40時間を超えても利用可能ですが、超過時間分の助成金は支給されません。

問い合わせ

にいまファミリー・サポート・センター

☎ 72-0634（代表）

（新見公立大学 にいま子育てカレッジ内）

☎ 72-8359（内線4152）

6 ひとり親家庭の子育て

児童扶養手当

【対象者】 父または母のいない児童（１８歳に達した日以降の最初の３月３１日までの児童。なお、障害の状態にある場合には２０歳未満）を監護しているひとり親家庭の母または父などに支給される手当です。

ただし、所得制限により支給されない場合があります。

【支給額】 月額（申請した月の翌月分から支給）

	第１子	第２子以降加算額
全部支給	４６，６９０円	１１，０３０円／人
一部支給	４６，６８０円 ～１０，０１０円	１１，０２０円 ～５，５２０円／人

【支給月】 ５・７・９・１１・１・３月

【現況届】 毎年８月に提出

※１１月分以降の児童扶養手当を受けるには現況届の提出が必要です。

問い合わせ 子育て支援課 ☎ ７２－６１１５

ひとり親家庭等医療費

ひとり親家庭の人が医療機関で治療を受けた場合、健康保険適用の医療費を助成します。
ただし、所得制限などがあります。

【内容】 県内の医療機関：自己負担が１割となります。

☆県外の医療機関：申請により１割を超える額が払い戻されます。

世帯の所得状況により、１か月の一部負担金限度額が設けられ、限度額を超えると申請により払い戻されます。

問い合わせ 子育て支援課 ☎ ７２－６１１５

遺児激励金

保護者と死別した義務教育修了前の児童生徒の養育者に、激励金を支給します。

【支給額】	入学激励金（小・中学校入学時）	10,000円
	卒業激励金（中学校卒業時）	10,000円
	保護者死亡見舞金（小・中学校在学時）	10,000円

【支給要件】 次のいずれかに該当する世帯が対象です。

- ①生活保護法による保護世帯
- ②生活保護に準ずる認定を受けた世帯

問い合わせ

学校教育課 ☎ 72-6146

母子・父子・寡婦福祉資金の貸付

県がひとり親家庭の方を対象に行っている貸付事業の受付窓口を行っています。
就学支度資金・修学資金・生活資金・住宅資金などの各種貸付があります。

問い合わせ

子育て支援課 ☎ 72-6115

養育費履行確保支援補助金

ひとり親世帯の子どもの健やかな成長を支援するため、養育費の支払いを確保し、強制執行できる公的な取り決めに係る費用を補助します。

【対象者】 次の要件をすべて満たす人

- ①市内に住所を有する人
- ②養育費の取り決めに係る公正証書等作成のための経費を負担した人
- ③養育費の取り決めに係る債務名義を有している人
- ④養育費の取り決めの対象となる児童を現に監護している人
- ⑤過去に同じ内容の補助を受けていない人
- ⑥市税を滞納していない人

【補助額】 43,000円（上限）

【補助対象】 養育費を確保するための、次のような強制執行が可能になる債務名義を有する証書等の作成にかかった費用

- ①強制執行認諾文言付公正証書
- ②調停調書
- ③確定判決 など

問い合わせ

子育て支援課 ☎ 72-6115

自立支援教育訓練給付金

母子家庭の母、又は父子家庭の父が就労を目的とした教育訓練講座を受講した場合に、受講に係る費用の一部を負担します。

【対象者】 本市住民で20歳未満の子を扶養している母子家庭の母、又は父子家庭の父で、次の要件をすべて満たす人

- ① 自立に向けた計画（母子・父子自立支援プログラム）の策定等を受けている人
- ② 教育訓練講座を受講することが適職に就くために必要であると認められること。
- ③ 過去に自立支援教育訓練給付金の支給を受けていないこと。

【対象講座】 雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座等
講座は、厚生労働省ホームページ「厚生労働大臣指定教育訓練講座検索システム」から検索できます。

（例） 簿記検定試験・介護職員初任者研修等

【支給額】 受講料等の60%に相当する額を受講修了後に支給します。

（上限年間40万円、1万2千円以下の場合は支給しない）

修了後1年以内に資格取得し、就職等した場合、受講費用の25%（上限年間20万円）を追加支給（最大85%の支給）

※受講前に、講座指定を受ける必要がありますので、事前にご相談ください。

問い合わせ

子育て支援課

☎ 72-6115

高等職業訓練促進給付金

母子家庭の母、又は父子家庭の父の経済的自立に効果の高い資格取得のため、6月以上養成機関で修業する場合に、高等職業訓練促進給付金を支給します。また、養成機関への入学時における負担を考慮し、修了後に高等職業訓練修了支援給付金を支給します。

【対象者】 本市住民で20歳未満の子を扶養している母子家庭の母、又は父子家庭の父で、次の要件をすべて満たす人

- ① 児童扶養手当の支給を受けているか、同等の所得水準にあること。
(支給決定後、所得制限水準を超過しても、1年に限り継続して受給可)
- ② 養成機関において6月以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が認められること。
- ③ 仕事又は育児と修業の両立が困難であること。
- ④ 過去に高等職業訓練給付金、高等職業訓練修了支援給付金の支給を受けていないこと。

【対象資格】 看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、作業療法士、理学療法士、歯科衛生士、美容師、社会福祉士、製菓衛生師、調理師、シスコシステムズ認定資格、LPI 認定資格等、6月以上の訓練を通常必要とする民間資格 など

【支給期間】 修業期間の全期間（上限4年）
※年度途中の申請の場合、支給申請のあった月から支給します。

【支給金額】 高等職業訓練促進給付金

市民税非課税世帯	月額	100,000円
市民税課税世帯	月額	70,500円

(修業期間の最後の12ヵ月は、月額40,000円加算)

高等職業訓練修了支援給付金

市民税非課税世帯	50,000円
市民税課税世帯	25,000円

問い合わせ

子育て支援課

☎ 72-6115



7 障害のある子どもの支援

手帳の交付

○身体障害者手帳

身体に障害のある人が、必要な福祉サービスを受けたり、医療費助成などの各種制度を利用したりするために必要なものです。

【対象者】 日常生活に著しい制限を受ける程度であると認められ、身体に一定以上の永続する障害がある人

○療育手帳

知的障害のある人が必要な福祉サービスや手当を受けるために必要なもので、障害の程度によりA、Bに区分されています。

【対象者】 児童相談所で知的障害と判定された人

○精神障害者保健福祉手帳

精神に障害のある人の自立や社会参加を促進する制度の利用に必要なものです。有効期間は2年間で、2年ごとに更新が必要です。

【対象者】 精神障害のため日常生活または社会生活への制約がある人

問い合わせ

福祉課

☎ 7 2 - 6 1 2 6



○育成医療

育成医療は、指定医療機関で特定の治療を受けた場合、医療費の負担が原則 1 割となる制度です。さらに、所得に応じた自己負担の上限金額が定められ、負担が重くなりすぎないようにになっています。

【 対 象 者 】 18歳未満の身体障害児
(治療を行わないと、将来障害を残す疾患のある児童を含む)

【 医療の内容 】 視覚（角膜移植等）、聴覚（人工内耳等）、
音声・言語またはそしゃく機能（口蓋形成術等）、
肢体不自由（人工関節置換等）、心臓（人工弁置換術等）、
肝臓（肝臓移植術、移植後の抗免疫療法）、
じん臓（透析、腎移植術等）、小腸機能、免疫機能
呼吸器機能、ぼうこうまたは直腸機能

【 必要書類 】 ・支給認定申請書
・育成医療意見書
・資格確認書等
・同意書及び収入申告書
・市民税非課税世帯の場合、保護者の収入額がわかるもの

問い合わせ

福祉課

☎ 7 2 - 6 1 2 6



各 種 手 当

○特別児童扶養手当

- 【 対 象 者 】 20歳未満の重度または中程度の障害（身体障害者1～3級、4級の一部）または療育手帳A（Bの一部）を所持する児童または、同程度の児童を家庭で養育している人
- 【 支 給 額 】 月額
1級 56,800円（令和7年4月分～）
2級 37,830円（令和7年4月分～）
- 【 支給制限 】 次のいずれかに該当する場合は支給されません。
①本人または扶養する人の前年の所得が基準額を超えるとき
②児童が児童福祉施設等に入所しているとき
③児童が障害を支給事由とする年金を受給しているとき
- 【 支給方法 】 請求した月の翌月分から支給されます。
4・8・12月に前月までの4か月分が支払われます。
- 【 必要書類等 】 ・申請書
・診断書または身体障害者手帳、療育手帳
・戸籍謄本
・通帳（写し）

問い合わせ

福祉課

☎ 72-6126

○障害児福祉手当

- 【 対 象 者 】 日常生活においてつねに介護を必要とする状態にある、在宅で20歳未満の重度の障害のある人
- 【 支 給 額 】 月額 16,100円（令和7年4月分～）
- 【 支給制限 】 次のいずれかに該当する場合は支給されません。
①本人または扶養する人の前年の所得が基準額を超えるとき
②児童入所施設、社会福祉入所施設等に入所しているとき
③児童が障害を支給事由とする年金を受給しているとき
- 【 支給方法 】 認定されれば、請求した月の翌月分から支給されます。
- 【 必要書類等 】 ・申請書
・診断書
・所得状況届

問い合わせ

福祉課

☎ 72-6126

○新見市心身障害児福祉年金

【対象者】 20歳未満の在宅の障害児

- (重 度) ①身体障害者手帳の障害等級が1級、2級の人
②療育手帳の程度が「A」の人
③身体障害者手帳の障害等級が3級で、かつ療育手帳の程度が「B」の人
④精神障害者保健福祉手帳の障害等級が1級の人
- (中 度) ①身体障害者手帳の障害等級が3級、4級、5級、6級の人
②療育手帳の程度が「B」の人
③精神障害者保健福祉手帳の障害等級が2級、3級の人

【支給額】 重度 年額 102,000円

中度 年額 84,000円

【支給制限】 児童が児童福祉施設、身体障害者施設、知的障害者施設および精神障害者施設へ入所した場合は支給されません。

【支給方法】 半年分が振込みにより、3月・9月に支払われます。

【必要書類等】 ・申請書
・身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳
・通帳（写し）

問い合わせ

福祉課

☎ 72-6126



生活支援

○自立支援給付

障害者総合支援法および児童福祉法に基づく福祉サービスとして、個々の障害のある人の障害程度や勘案すべき事項をふまえ、個別に支給決定されます。

【主なサービス内容】 ●児童発達支援、放課後等デイサービス

障害児（１８歳未満）に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練を行います。

●短期入所（ショートステイ）

自宅で介護する人が病気などの場合に短期間、夜間を含めて施設で入浴、排泄、食事の介護を行います。

※この他にも、保育所等訪問支援、居宅介護などのサービスがあります。

詳しくはお問合せください。

問い合わせ

福祉課

☎ 72-6126

ほほえみ広場にいみ

☎ 71-2166

☎ 71-1022

【市内対象事業所】

＜短期入所＞

事業所名	住所	電話
大佐荘短期入所事業所	大佐田治部 3245	98-3111
岡山県健康の森学園 短期入所事業所	哲多町大野 2034-5	96-2995
神郷の園	神郷下神代 1957	92-6311

＜児童発達支援・放課後等デイサービス＞

事業所名	住所	電話
スマイル	高尾 2488-13 (ほほえみ広場にいみ内)	72-2522
もりっこ	金谷 640-1 (地域福祉センター内)	72-3053

【無償化について】

※就学前の障害児の発達支援を利用する３歳から５歳までの子どもは利用料が無償になります。ご利用の障害児サービス事業所に事前にご確認ください。

○新見市障害者日中一時支援事業

新見市では障害者総合支援法に基づき、市町村が実施する地域生活支援事業として日中一時支援事業を行います。

【事業の内容】 日中に介護や見守る人がいない障害児などを一時的に預かり、活動の場を確保し、社会参加を促進するとともに、障害児などの家族の就労支援や日常的に介護している家族の一時的な休息を確保します。

【利用方法】 ほほえみ広場にいみに利用の申請をしてください。申請後、市で審査した結果、利用が適当と認められる人に、利用決定通知書を送ります。利用の際には決定通知書を事業所に提示してください。
(事業所への事前予約も必要です。)

【利用料】

区分	3時間まで	以降1時間毎の加算額
重度障害者等	300円	100円
上記以外の障害者等	240円	80円

重度障害者等：1級、2級の身体障害者手帳、A判定の療育手帳並びに1級の精神保健福祉手帳を所持する障害者等および市長が特別に認めたもの

※送迎加算・・・片道あたり54円

問い合わせ

福祉課

☎72-6126

ほほえみ広場にいみ

☎71-2166

☎71-1022

【市内対象事業所】

〈日中一時支援〉

事業所名	住所	電話
NPO 法人風の音 かぜのおと	事業所：新見 837 実施場所：高尾 2488-13 (ほほえみ広場にいみ内)	72-2080
大佐荘短期入所事業所	大佐田治部 3245	98-3111
岡山県健康の森学園 短期入所事業所	哲多町大野 2034-5	96-2995
神郷の園	神郷下神代 1957	92-6311
日中一時支援 やまぶき	新見市高尾 569-2	88-8141

補助金

○難聴児補聴器購入費等助成金交付事業

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中度等の難聴児に対して、補聴器の購入（製作）に要する費用の一部を助成します。

【対象者】 次の要件をすべて満たす人としてします。

- ① 市内に住所を有する１８歳未満の難聴児であること。
- ② 両耳の聴力レベルがいずれも３０ｄＢ以上であること。
（※医師が装用の必要を認めた場合は、３０ｄＢ未満であっても対象）
- ③ 身体障害者手帳の交付の対象とならないこと。
- ④ 当該難聴児が属する世帯に、前年所得が基準額を超える人がいないこと。

【支給額】 購入（製作）費の３分の２以内（上限額有り）

【支給方法】 請求書（所定の様式）に記載された指定の口座に振り込みます。

【必要書類等】 ・ 申請書
・ 医師意見書
・ 世帯全員の所得証明書

問い合わせ

福祉課 ☎ ７２－６１２６



市内の医療機関一覧

診療日・時間など詳しくは、医療機関へ事前にご確認ください。

医療機関名 住所・電話番号	診療科目																		
	内科	心療内科	精神科	神経内科	消化器科	循環器内科	リウマチ科	小児科	外科	小児外科	整形外科	脳神経外科	消化器外科	乳腺外科	皮膚科	泌尿器科	産婦人科	婦人科	眼科
新見中央病院 (新見 827-1) ☎72-2110	○					○		○	○							○			○
太田病院 (西方 426) ☎72-0214	○					○													
長谷川記念病院 (高尾 793-6) ☎72-3105	○						○		○		○	○			○				○
渡辺病院 (高尾 2278-1) ☎72-2123	○			○		○			○	○	○	○	○	○				○	○
湯川診療所 (土橋 2406) ☎74-3180	○																		
菅生診療所 (菅生 6382-4) ☎88-8304	○																		
千屋診療所 (千屋実 1433-1) ☎77-2003	○																		
いとうファミリー クリニック (正田 26-3) ☎72-1190	○				○				○										
上江洲医院 (石蟹 60) ☎76-1835	○																		

医療機関名 住所・電話番号	診療科目																							
	内 科	心 療 内 科	精 神 科	神 経 内 科	消 化 器 科	循 環 器 内 科	リ ウ マ チ 科	小 児 科	外 科	小 児 外 科	整 形 外 科	脳 神 経 外 科	消 化 器 外 科	乳 腺 外 科	皮 膚 科	泌 尿 器 科	産 婦 人 科	婦 人 科	眼 科	耳 鼻 咽 喉 科	リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン 科	放 射 線 科	呼 吸 器 科	血 液 内 科
こだま眼科 (高尾 2450-2) ☎71-1010																			○					
さきがけクリニック (高尾 2488-13) ☎72-8423		○	○																					
みはら皮膚科 (高尾 1933-1) ☎71-2101															○									
吉田医院 (高尾 2487-20) ☎72-7838	○				○	○																		
山本医院 耳・鼻・のどクリニック (高尾 2488-13) ☎88-8190																				○				
大佐診療所 (大佐小阪部 1470) ☎98-2500	○																							
金田医院 (大佐永富 1617) ☎98-2302	○							○																
油野診療所 (神郷油野 2004) ☎95-7014	○							○																
高瀬診療所 (神郷高瀬 1226) ☎93-5070	○							○																
神代診療所 (神郷下神代 3946) ☎92-6001	○						○	○																

医療機関名 住所・電話番号	診療科目																							
	内 科	心 療 内 科	精 神 科	神 経 内 科	消 化 器 科	循 環 器 内 科	リ ウ マ チ 科	小 児 科	外 科	小 児 外 科	整 形 外 科	脳 神 経 外 科	消 化 器 外 科	乳 腺 外 科	皮 膚 科	泌 尿 器 科	産 婦 人 科	婦 人 科	眼 科	耳 鼻 咽 喉 科	リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン 科	放 射 線 科	呼 吸 器 科	血 液 内 科
新郷診療所 (神郷釜村 1187-1) ☎93-5003	○							○																
国際貢献大学校 メディカルクリニック (哲多町本郷 1334-1) ☎96-9188	○							○	○								○				○	○		
防災診療所 (哲多町田淵 70) ☎96-2822	○																							
哲西診療所 (哲西町矢田 3604) ☎94-9224	○							○														○		
新見クリニック (西方 450) ☎72-8183	○																							
新見市休日診療所 (高尾 2306-5) ☎72-0334	○							○																

歯 科 診 療

診療日・時間など詳しくは、医療機関へ事前にご確認ください。

医療機関名	所在地	電話番号
池田歯科医院	高尾272-13	72-8148
宮地歯科	西方44	72-0706
名越歯科クリニック	正田27-4	72-8428
医療生協阿新歯科診療所	新見736-2	72-8700
新見歯科医院	高尾257-2	72-5418
森下歯科医院	高尾2048-1	72-8279
宮原歯科医院	大佐小阪部1413	98-3275
哲西歯科診療所	哲西町矢田3604	94-9225
カルスト台歯科診療所	土橋1109-1	74-3351

関係公共機関一覧

新見市役所

〒718-8501 新見市新見 310-3 <http://www.city.niimi.okayama.jp/>

担当課	係	電話番号 市外局番 (0867)	主な業務内容
子育て支援課	子育て支援係	72-6115	保育所・認定こども園、子育て支援センター・子育て広場、幼児クラブなどに関する事
	こども福祉係		児童手当、子育て支援医療、ひとり親家庭支援、未熟児養育医療、家庭児童相談などに関する事
福祉課	障害者福祉係	72-6126	障害者福祉、障害児福祉などに関する事
市民課	市民係	72-6121	出生届、住所変更などに関する事
	国保年金係	72-6123	国民健康保険、医療、給付、健診などに関する事
健康医療課 市役所南庁舎 1F	親子保健係	72-6129	健康診査、予防接種、母子保健などに関する事
	地域医療係	72-6130	地域の医療などに関する事
新見市教育委員会 市役所南庁舎 2F		72-6146	小・中学校に関する事

各支局	担当課	電話番号	所在地
大佐支局	地域振興課	98-2111	〒719-3503 新見市大佐小阪部 1469-1
神郷支局	地域振興課	92-6111	〒719-3611 新見市神郷下神代 3936
哲多支局	地域振興課	96-2111	〒718-0303 新見市哲多町本郷 246-4
哲西支局	地域振興課	94-2111	〒719-3701 新見市哲西町矢田 3604

備北保健所 新見支所

〒718-8550 新見市高尾 2400

☎72-5691

★子どもの心、体に関する事

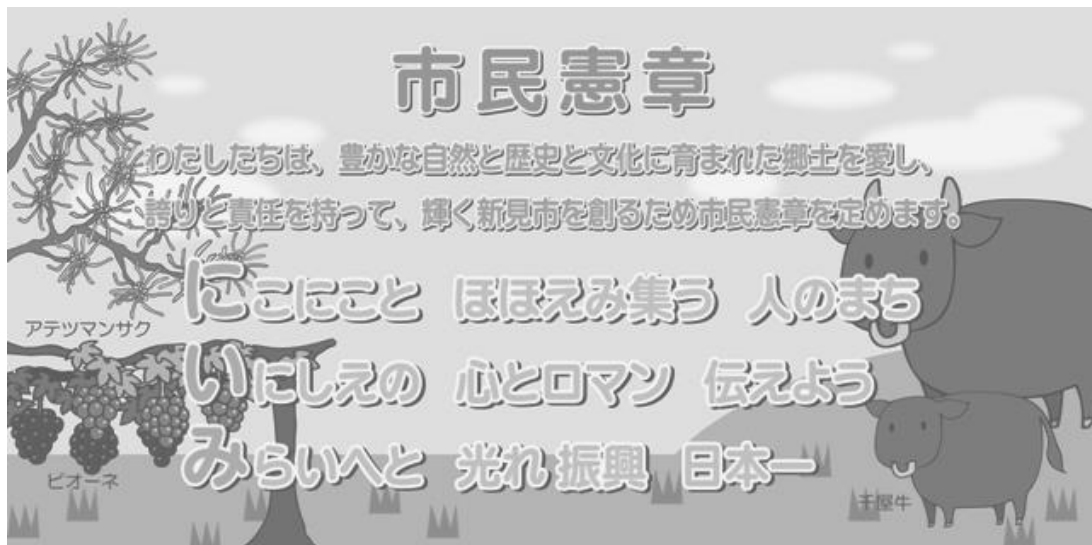
市立小学校・中学校一覧

市立小学校

名称	所在地	電話番号
思誠小学校	新見 1970-1	72-0041
新見特別支援教育推進センター 通級指導教室（ことばの教室）	〃（思誠小学校内）	72-0041 72-3928(直通)
高尾小学校	高尾 806	72-0088
新見南小学校	石蟹 555	76-1004
草間台小学校	草間 6587-2	74-2005
塩城小学校	上熊谷 3772	78-1121
上市小学校	上市 217	72-2744
西方小学校	西方 1216	72-2610
千屋小学校	千屋花見 48	77-2013
刑部小学校	大佐永富 1592	98-3404
神郷北小学校	神郷釜村 1281	93-5010
神代小学校	神郷下神代 3571-1	92-6003
本郷小学校	哲多町本郷 672	96-2011
新砥小学校	哲多町蚊家 4301	96-9611
矢神小学校	哲西町上神代 5823	94-3007
野馳小学校	哲西町八鳥 527	94-3003

市立中学校

名称	所在地	電話番号
新見第一中学校	高尾 2364	72-0629
新見南中学校	石蟹 135	76-1003
大佐中学校	大佐永富 1745	98-3407
哲多中学校	哲多町成松 121	96-2181
哲西中学校	哲西町矢田 3193	94-2080



この「子育てガイドブック」は、新見市内の子育て支援制度やサービスなどを紹介したものです。

内容については、今後、変更になる場合があります。

詳細は、それぞれの担当窓口にお問い合わせください。



新見市マスコットキャラクター

にーみん

